資格喪失時の手続き Q&A

資格喪失時に **有効期限内の資格確認書・限度額適用認定証** をお持ちの方は、 必ず当組合までご返却ください。

①2年経過したら?

任意継続被保険者として加入できる期間は最長2年間です。

満了日前までに資格喪失通知書をお送りいたしますので、当組合へのお手続きは不要です。

②再就職して他の健康保険の被保険者になったら?

【提出書類】

- ●「任意継続被保険者資格喪失申出書 兼 保険料還付請求書」
- 新しい健康保険の資格取得日が記載されている書類のコピー(本人分)
- (例) 「資格情報のお知らせ」や「資格確認書」のコピー、マイナポータルの資格情報画面の写しなど

※再就職して他の健康保険に加入することが決まりましたら、当組合まで必ずご連絡ください。

③保険料を納付期限までに支払わなかったら?

納付期限翌日に資格喪失となりますので、当組合より資格喪失通知書をお送りします。(健康保険法第38条)

④喪失を申し出たら?(「国民健康保険に入りたい」「家族の被扶養者になりたい」など)

【提出書類】

●「任意継続被保険者資格喪失申出書 兼 保険料還付請求書」

申出書を受理した日の属する月の翌月1日に資格喪失となります。

書類の到着をもって申し出の受付となり、申し出の取り消しは認めらません。

⑤75歳になったら?

75歳の誕生日に資格喪失となり、後期高齢者医療制度へ加入することになります。

該当される方には当組合よりご案内いたします。

⑥払いすぎた保険料があるときは?

資格喪失手続き(書類提出・資格確認書等の返却)完了後に、還付する保険料がある方には

「任意継続被保険者資格喪失申出書 兼 保険料還付請求書」にご記入いただいた口座へ

還付金をお振込みいたします。

⑦喪失日以降、誤ってイマジカ健保の資格で医療機関を受診してしまったら?

医療費のうち窓口でお支払いいただいた額を除いた金額を、ご返還いただきます。